

朝霞市選挙管理委員会臨時会議事録

令和6年12月23日

選挙管理委員会事務局

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

会議録

会議の名称	朝霞市選挙管理委員会臨時会	
開催日時	令和 6 年 1 2 月 2 3 日（月） 午後 4 時 0 7 分から 午後 4 時 1 2 分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館 5 階 大会議室手前	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0 人	
その他の必要事項		

朝霞市選挙管理委員会臨時会

令和6年12月23日(月)

午後4時07分から

午後4時12分まで

朝霞市役所 別館5階 大会議室手前

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第62号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について
在外選挙人関係

議案第63号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第64号 在外選挙人名簿から抹消することについて

- 5 その他
- 6 閉会

出席委員(4人)

委員長	細田昭司
委員長職務代理	加藤洋子
委員	金子智恵子
委員	藤井尚夫

事務局(3人)

事務局	選挙管理委員会事務局長	神頭勇
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係長	佐藤真
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係主査	三井正規

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会臨時会次第
- ・ 議案第 6 2 号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について
- ・ 議案第 6 3 号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 在外選挙人名簿登録者一覧表
- ・ 議案第 6 4 号 在外選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 在外選挙人名簿抹消者一覧表
- ・ 在外選挙人名簿登録者数

審 議 内 容 （ 発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等 ）

◎ 1 開会

◎ 2 委員長あいさつ

○細田委員長

ただいまより、朝霞市選挙管理委員会臨時会を開きます。先ほど行われました、2月16日執行予定の朝霞市長選挙立候補予定者説明会に引き続きまして審議をお願いします。それでは日程に従いまして進めさせていただきたいと思います。

◎ 3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項によりまして、藤井委員、お願いいたします。

◎ 4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第62号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について

○細田委員長

日程4、議題でございます。「議案第62号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について」を議題とさせていただきます。

それでは提案理由の説明をお願いいたします。三井主査。

○事務局・三井主査

議案第62号、ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について。令和7年2月16日執行の朝霞市長選挙において公職選挙法第144条の2第10項において準用する同条第7項の規定により候補者がポスターを掲示できるポスター掲示場の区画数を8区画とすることについて議決を求める。令和6年12月23日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

本日開催されました立候補予定者説明会の出席が5陣営ございまして、それに基づいて8区画とするものでございます。以上になります

○細田委員長

ありがとうございました。説明が終わりました。

議案第６２号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第６２号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第６２号は、原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 在外選挙人関係

議案第６３号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第６４号 在外選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、在外選挙人関係でございます。

「議案第６３号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」、「議案第６４号 在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。両案につきましては、関連がございますので一括議題とさせていただきます。

直ちに提案理由の説明をお願いいたします。三井主査。

○事務局・三井主査

議案第６３号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第３０条の６の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和６年１２月２３日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1人。女、0人。計、1人となっております。

1枚おめくりください。今回の対象者を載せてございます。

続きまして、議案第64号、在外選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和6年12月23日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、0人。女、1人。計、1人となっております。

1枚おめくりください。今回の対象者を載せてございます。

続きまして、もう1枚おめくりください。今回の在外選挙人についての登録者の概要ですが、男、51人、女、50人、計、101人となっております。

近隣市の状況につきましては、下段に載せております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第63号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第63号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第63号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第64号につきまして、御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第64号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり承認されました。

◎5 その他

○細田委員長

次に、日程第5「その他」でございます。委員から何かございますか。

事務局からは何かございますか。

○事務局・佐藤係長

ございません。

◎6 閉会

○細田委員長

それでは、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

委員長 _____

委 員 _____